

生活の情報

平成30年(2018年)8月 No. 2

鎌倉市市民相談課

鎌倉市消費生活センター

電話 24-0077



「はがき」「メール」「電話」などの

架空請求が多発しています！

身に覚えのない請求への対応は不要です！

はがき、メール、電話などを使ったさまざまな架空請求が多くなっています。

「訴訟になりました」「給与を差し押さえます」などと不安をあおり、お金を支払わせるのが目的です。事例と注意点、対処法をお伝えします。

事例1 「はがき」による架空請求

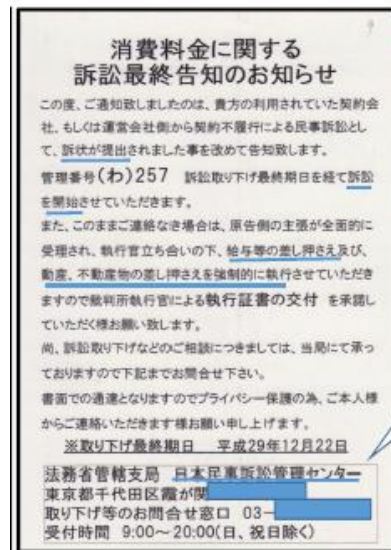
法務省管轄支局から総合消費料金の未納分があり、訴状が提出されているというはがきが届いた。請求内容や金額は記載されていないが、裁判取り下げ最終期日が2日後に迫っているので、全く身に覚えがないが、心配だ。

事例2 メールやSMSによる架空請求

スマートフォンに有名大手通販サイトから「未納料金がある。本日中に連絡なき場合、法的手続きに移行する」というSMSが届いたが、全く身に覚えがない。

<注意点>

右のようなはがきやスマートフォンにメールやSMSが届いても、絶対に連絡しないでください。



★タイトル
他には、
「総合消費料金
未納分」など

★公的機関に類似した
名称
他には、
国民訴訟通達センター
民間訴訟告知センター
など



【ご注意ください】身に覚えのないはがきやメール・SMSに反応しないで！

連絡するとどうなるの？

★弁護士と名乗る者から電話があったり、大手通販サイトを名乗る者から未納料金があるといわれ、コンビニに行くように指示されて、不要なお金を支払うこととなります。

★電話番号や返信したメールアドレスなどの個人情報を相手に伝えることとなります。

こんな架空請求もあります！

事例3 メールによる架空請求

パソコンに有名大手通販業者から「注文内容確認」のメールが届いた。1万円のスニーカーを注文し、支払いはクレジットカード払いと、記載がある。注文をした覚えが無い。連絡をした方が良さだろうか。添付ファイルもあるが、開封しても大丈夫か？

＜注意点＞実在する事業者を装い、メールは不特定に送られています。あて先を確認してみましょう。

事例4 「あなたのクレジットカードが使われている」と、電話があった

百貨店を名乗る業者から電話で、「あなたのクレジットカードで買い物をした人がいる。不審に思い利用を拒否したので、今のところ被害はないが、銀行協会に連絡してください」と言われた。言われたとおり、銀行協会に電話をしたところ、「クレジットカードの停止手続きをするので、カードを受け取りに行く」と言われたが不審だ。

＜注意点＞カード番号や暗証番号を伝えたり、クレジットカードを渡すことは、絶対にやめましょう。

架空請求トラブルの注意点

- (1) 身に覚えがない請求は無視する
但し、書面で請求された場合は慎重に！
- (2) 慌てずに！！まず消費生活センターに！
- (3) 「コンビニに行って！」と言われても、応じない
- (4) 電話をしたり、お金を払ってしまったら、
消費生活センターや警察に相談しましょう



鎌倉市消費生活センター（0467-24-0077）にご相談ください

相談日 月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く） 9時30分～16時
相談場所 市役所 本庁舎 1階 44番窓口